

令和5年度白杵市ふるさと納税に係る返礼品提供事業者募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度の活用により、市内産品のPRと地場産業の活性化につなげるとともに、白杵市の更なる魅力発信を行うため、寄附者に対して進呈する商品やサービス等（以下、「返礼品」という。）をご提供いただける事業者の募集に関し、必要な事項を定めます。

2. 応募要件

提供事業者及び返礼品は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。ただし、市が適当でないと判断した場合は、承認しないことがあります。

(1)返礼品提供事業者（以下、「提供事業者」という。）

- ①原則、市内に本社又は事業所（本店・支店は問わない、工場等を含む。）を有する法人又は個人であること。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りではない。
- ②事業者及びその代表者に市税等の滞納がないこと。
- ③各種法規則等に沿った事業を行っていること。
- ④代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- ⑤返礼品提供に際し、返礼品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていること。
- ⑥個人情報取扱いを厳重に行なえること。
- ⑦原則、インターネット環境が整っており、白杵市ふるさと納税管理システムの利用に同意できること。

(2)返礼品

- ①白杵市の魅力発信や、地域特性が実感できるものであること。
- ②原則、白杵市内で生産、製造、加工、サービス等がされているもの、または原材料の主要な部分が白杵市産のもの。ただし、総務大臣が定める地場産品基準（別紙1参照）を満たしており、且つ市長が特に認めるものについては、この限りではない。
- ③品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものについては、取扱いを可とします。
- ④食品については、原則として寄附者に到着して3日以上消費期限・賞味期限が保証されるものであること。
- ⑤金銭類似性の高いもの（商品券等）、または資産性の高いもの（電化製品等）ではないこと。ただし、提供した返礼品を利用できる者を限定・特定する等により、換金、転売または譲渡等に関する対策が施されているものはこの限りではない。（宿泊券及びお食事券等は可とします。また、原則金額の記載はしないものとします。）

3. 募集する返礼品の価格帯

提供する返礼品の価格は、商品代、消費税、梱包代、詰め合わせに係る手数料等必要経費を全て含め、寄附金額に対し3割以下とします。原則、寄附金額は最低5,000円からとし、商品提供価格や送料、募集に係る経費等を踏まえ白杵市が決定します。なお、送料は別途白杵市が負担します。

4. 提供事業者の役割

(1) 返礼品について

- ① 返礼品の内容については、市が承認したものに限り、出荷可能数量、取扱期間、発送時期など、内容に変更が生じた場合は、速やかに市に連絡してください。
- ② 返礼品発送に係る事故やトラブル、クレーム等が発生した場合は速やかに「白杵市ふるさと納税返礼品苦情等処理報告書」により市に報告するとともに、事業者の責任において適切に対応してください。また、返礼品のトラブル等に関しては、市は一切の責任を負いません。

(2) 返礼品の発送

- ① 市から返礼品の発注があった場合は、速やかに寄附者に対して返礼品を発送することとし、発送が大幅に遅れる場合は必ず市に連絡してください。ただし、収穫、製造等の期間が限定される返礼品については、その収穫、製造等の時期に発送するものとします。
- ② 白杵市を応援してくれる方へのお礼となりますので、迅速・丁寧な発送をお願いします。

5. 提供事業者のメリット

- ① ふるさと納税ポータルサイト（「ふるさとチョイス」等）の該当ページに、返礼品の商品名、画像、事業者の名称等を掲載します。
- ② 本市が作成するふるさと納税パンフレット等に、返礼品の商品名、画像、事業者名称等を掲載します。ただし、掲載品数や受付時期の都合により掲載できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 返礼品の発送時に限り、自社商品パンフレット等を同封し、販売促進、PR活動をすることができます。

6. 返礼品提供の申請方法

本募集要領の内容を十分にご確認いただいたうえで、下記の条件に応じて、各申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、白杵市秘書・総合政策課へ提出してください。なお、申請を行った事業者は、市税の納付状況等の情報調査を行うことについて同意したものとみなします。

(1) 全事業者共通（必ず提出が必要）

・「令和5年度白杵市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書」(様式1)

※返礼品提供を希望する場合、必ず提出が必要です。

(2) 新規返礼品を申請する場合

・「令和5年度白杵市ふるさと納税返礼品申請書(新規)」(様式2)

※令和4年6月1日から令和5年2月28日までに承認されていない返礼品を申請される場合、ご提出をお願いします。

(3)既に承認済みの返礼品を継続して申請する場合（定期便は除く）

・「令和5年度臼杵市ふるさと納税返礼品提供継続届出書」(様式3)

※令和4年6月1日から令和5年2月28日までに既に承認済みの返礼品の提供について、継続または終了いずれか記載のうえ、ご提出ください。

※継続届出書の作成にあたっては、ふるさと納税管理システム「レジホーム」に登録されている返礼品内容を必ずご確認ください。

※提供を継続する返礼品の内容に変更がある場合は、返礼品ごとに「臼杵市ふるさと納税返礼品提供内容変更届出書」(様式5)を作成し、併せてご提出ください。

(4) 定期便返礼品を申請する場合

・「令和5年度臼杵市ふるさと納税返礼品申請書(定期便)」(様式4)

※定期便返礼品を申請する場合、新規、継続に関わらずご提出ください。

(5)その他添付書類

①返礼品に同封する書類（お礼状、レシピ、自社パンフレット等）

②返礼品の写真データ（もしくは、カラー印刷したもの）1枚（※）

※新規申請や、変更がある場合、必要書類を併せてご提出ください。画像（JPEG形式・1MB以上）は電子メール等で別途送付してください。

③その他市長が必要と認める書類

7. 申請受付期間

(1)臼杵市ふるさと納税カタログ及びポータルサイト掲載分（令和5年6月寄附受付開始）

令和5年3月7日（火）～ 31日（金）

(2)ポータルサイトのみ掲載分（令和5年6月以降に随時寄附受付開始）

令和5年4月3日（月）～ 令和6年3月29日（金）

8. 申請時の補足事項

①返礼品は単品、詰め合わせいずれも可とします。（定期便も可）

②その他各行政機関の許認可等の適法な手続を済ませているものとします。

③複数の事業者による返礼品（定期便等）も可とします。

9. 返礼品の承認等について

(1)返礼品提供の承認及び不承認の決定

臼杵市ふるさと納税謝礼品等庁内検討委員会において6.の申請書類による審査を行い、その結果を申請事業者に通知します。

(2)返礼品の内容変更

承認を受けた返礼品について、その内容に変更が生じる場合は、速やかに、「臼杵市ふるさと納税返礼品提供内容変更届出書」(様式5)を提出してください。

なお、市に対し事前連絡がないまま、内容変更を行い返礼品の提供を行った場合、承認の取り消しを行うことがあります。

(3)返礼品提供の終了

事業者は、承認期間内に返礼品の提供を終了する場合には、「臼杵市ふるさと納税返礼品提供終了届出書」（様式6）を提出してください。なお、終了日前に寄附者から申込みのあった返礼品については、事業者において発送等終了まで責任をもって完了させるものとします。

(4)承認の取消

市は、次のいずれかに該当するときは、返礼品としての取り扱いを中止することができるものとします。なお、事業者の責に帰すべき事由により返礼品の取り扱いを中止し、市が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において、損害賠償を事業者に請求できるものとします。

- ①申込書の記載内容に虚偽、または市の承認なく変更があったとき
- ②返礼品及び提供事業者が本要領の要件を満たさなくなったとき
- ③その他市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき

(5)承認の有効期限

当該承認を行った日から令和6年5月31日までとします。

10. 個人情報の取扱い

返礼品の発送のために、寄附者又は返礼品の受取人の住所等を提供します。個人情報の取扱いについては、「臼杵市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）」に基づき、提供情報の利用は返礼品の発送及び連絡に関する場合のみ可能とし、第三者への提供や返礼品発送業務以外での利用は禁止します。（返礼品発送後のDM送付、勧誘、訪問、電話はできません。）

11. 問合せ先・申込先

臼杵市秘書・総合政策課

〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵72番1

TEL：0972-63-1111（内線2123） FAX：0972-64-0136

E-mail：furusato@city.usuki.oita.jp

総務大臣が定める地場産品基準【抜粋】

【平成 31 年総務省告示 179 号（令和 4 年 6 月 23 日改正）に基づくもの】

1. 白杵市内において生産されたものであること。

(認められると考えられる例)

- ・ 白杵市産で生産された農産物
- ・ 白杵港で水揚げされた海産物

2. 白杵市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

※当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものである必要があります。

(認められると考えられる例)

- ・ 白杵市産のカボスを 100%使用して、白杵市外の工場で加工したカボスジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち 9 割以上を白杵市内で生産された柑橘を使用したジュース

3. 白杵市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

※ 当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものである必要があります。

※ また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下の通り列挙していることを踏まえなければなりません。

(参考) 実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装・仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること

(認められると考えられる例)

- ・ 白杵市内の事業者が白杵市外で生産された原材料を使用し、白杵市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 白杵市外で生産された原材料を用いて、白杵市内の醸造所において醸造した酒
- ・ 白杵市外で生産された豚肉を、白杵市内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品

4. 臼杵市において生産されたものであって、大分県下近隣市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

（認められると考えられる例）

- ・ 区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、臼杵市外で加工される牛肉
- ・ 臼杵市内で生産後、大分県下複数の市町村を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣の市町村で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉

5. 臼杵市の広報の目的で生産された臼杵市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から臼杵市独自の返礼品等であることが明白なものであること。

（認められると考えられる例）

- ・ ほっとさんグッズ
- ・ 臼杵市を PR するためのオリジナルのポストカードなど

6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

（認められると考えられる例）

- ・ 臼杵市内で製造されたそばと臼杵市外で製造されたそばつゆのセット
- ・ 臼杵市内で加工したローストビーフと大分県産の米のセット

7. 臼杵市内において提供される役務（サービス）その他これに準ずるものであって、当該役務（サービス）の主要な部分が臼杵市に相当程度関連性のあるものであること。

（認められると考えられる例）

- ・ 臼杵市内にある宿の宿泊券
- ・ 臼杵市内に店舗がある飲食店のお食事券
- ・ 臼杵市内で体験できるサービスの体験チケット

7の2. 臼杵市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

（認められると考えられる例）

- ・ 臼杵市内の地域資源（太陽光、バイオマス等）を活用し、臼杵市内で発電された電気、かつ、その旨を電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書により証明できる場合。